



# 石油化学 アセスメントメソドロジー

## 2015年7月30日更新

### 【訂正】

リム情報開発は7月30日、アセスメントメソドロジーの価格評価の受渡タイミングにおいて表現が一部統一されていなかったため、訂正いたします。

例) 「足元の成約から2~6週間」とあるのは、正しくは「レポート発行日から2~6週間」

## 価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

### 第1章 価格評価の一般原則

#### 第1条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

#### 第2条（価格評価の実施）

第1条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーによるレビュー態勢
- 市場情報の信頼性および充分性
- 価格評価の整合性および一貫性を保持するための方策
- 価格評価対象から除外される取引
- アセスメントメソドロジーの定期的な見直しおよび変更プロセス
- 価格評価の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

#### 第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

#### 第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

#### 第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソッドロジ内に記載することとする。

#### 第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。  
各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏りがないか検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

#### 第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

#### 第8条（スーパーバイザーの設置および役割）

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソッドロジに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観点からレビューを実施することとする。  
レビュー実施後は、スーパーバイザーからレポートチームメンバーに電子メールで送信したレビュー証跡を、各レポートチームの共有フォルダー内に保管することとする。

#### 第9条（スーパーバイザーの選定）

社長以外の者をスーパーバイザーとして設置する場合は、原則として所属するレポートチーム以外から、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを、取締役会の承認を得た上で選定することとする。

#### 第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、必要に応じて社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、社長が署名したスポットチェック証跡をPDF化し、社長のPCフォルダー内に保管することとする。

#### 第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的実施することとする。

#### 第12条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらのうち重要な専門家判断は、各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

#### 第13条（アセスメントメソドロジーの公開）

取締役会により承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

#### 第14条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年1回（毎年10月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合においてはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

#### 第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、役員承認を得ることとする。役員による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

役員による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに取締役会において承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、役員による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

第16条(評価価格の変更および訂正)

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

## 第2章 石油化学における価格評価の原則

### 価格評価時間帯：

当日の価格評価は、東京時間 18 時 30 分までに成立した取引価格や売買唱えを基準とする。

### 価格評価の優先順位：

価格評価の優先順位について以下の3項目を原則とする。

- (1) 成約価格
- (2) ファームな売唱え、買唱え
- (3) インディケーション(売り気配、買い気配)

ただし、(1)の妥当性を吟味する上で、(2)および(3)についても価格評価上、これを重視する。実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買値のレンジから大きく乖離している成約価格については、評価の対象から除外する可能性もある。

売り手と買い手の競争によって製品の価値が決定するものとする。「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」、一方「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」が現行の価値を示すものとする。

基本的な価格評価のあり方として、「市場参加者の多くが買付け可能な価格、あるいは販売可能な価格」、すなわち「実勢相場」を導き出すことが肝要であって、そうした基本姿勢のもとでは極端な高値、安値の取引はそれが仮に事実であっても、いわゆる「実勢相場」から大きく乖離している場合、これを除外するケースもある。

価格評価をする上で材料となる成約情報は、大別して、(1) 売買当事者双方から確認を得たもの(2) 売買当事者の何れか一方から確認を得たもの(3) 情報ソースとして信頼すべき複数の第三者からもたらされるものと大別される。情報の確度として(1)が最も望ましいが、種々の制約から(2)もしくは(3)にとどまるケースも少なくない。価格評価にあたって(1)の情報を原則とし、(2)、(3)についても有用な情報として考慮する。また取引や売買の唱えがない場合も、需給、原料価格および誘導品価格など関連する製品価格変動のほか、市場環境などによって、製品価値は変動するものであり、これらの要因を踏まえ価格評価を行うこととする。

### 取引単価：

各アセスメントは石油化学産業の商習慣に基づき米国ドル/メトリックトンとする。中国国内取引は人民元/メトリックトンとする。

以下、メトリックトンをトンと表記する。

### 石油化学市況の構造

石油化学市場は次のプレーヤーで構成される：石油化学メーカー、トレーダー、最終需要家・輸入業者。リム情報開発（以下、リムと表記）は「標準のスポット市場での石油化学取引」を基に価格を評価する。

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

石油化学メーカー	原料を自社の装置向けに調達し石油化学製品を生産、石油化学製品市場で販売する会社。
トレーダー	国際市場で石油化学製品を売買する会社。
最終需要家・輸入業者	最終需要家は自社で操業する石油化学設備向けに、石油化学製品を原料として調達する会社。または国内市場で転売する目的で、石油化学製品を輸入する業者。一部の最終需要家は自社施設を利用し、輸入した製品を国内市場で転売している。

リムが定義する「標準のスポット市場での石油化学スポット取引」は以下の通り

例 1	スポットベースで石油化学メーカーが、トレーダーに製品を販売すること
例 2	スポットベースで石油化学メーカーが最終需要家・輸入業者に製品を販売すること
例 3	スポットベースで石油化学メーカーが別の石油化学メーカーに製品を販売すること
例 4	スポットベースでトレーダーが石油化学メーカーに製品を販売すること
例 5	スポットベースでトレーダーが最終需要家・輸入業者に製品を販売すること
例 6	スポットベースでトレーダーが別のトレーダーに製品を販売すること
例 7	スポットベースで最終需要家・輸入業者が石油化学メーカーに製品を販売すること
例 8	スポットベースで最終需要家・輸入業者がトレーダーに製品を販売すること
例 9	スポットベースで最終需要家・輸入業者が別の最終需要家・輸入業者に製品を販売すること

## アロマティクス

### 受渡タイミング：

各月を前半、後半のピリオドに区切り、各製品ともに受渡条件に応じ、3つのピリオドをアセスメントの対象とする。

<b>ベンゼン (Benzene)</b>
価格評価対象： FOB 韓国、FOB 東日本、FOB 西日本および CFR 日本
受渡ポイント、価格評価地域： FOB 韓国の場合は 3,000 トンカーゴを積載可能な主要港。 日本の場合は東日本を東京湾内、西日本は瀬戸内、CFR ジャパンは水島。 この他、有力な出荷ポイントである鹿島、仙台、室蘭および大牟田は参考評価地とする。
価格評価対象となる受渡タイミング： FOB 韓国の場合、当月の 1 日から 15 日までは翌月の 1 日から 15 日を当限とする。 FOB 東日本、FOB 西日本および CFR 日本の場合、当月の 1 日から 15 日までは当月の 16 日から月末までを当限とする。  それぞれ 1 日および 16 日に翌ピリオドに移行。いずれも該当日が休日の場合、休日明け最初の営業日とする。なお、リムインデックスは第 2 および第 3 ピリオドの平均として、これを表記する。
受渡数量：（FOB 東日本、FOB 西日本および CFR 日本） 1,000 トン前後を基本とし、これ未満の数量に関しても妥当な相場レンジ内と判断される場合は価格評価の対象とする
品質・規格： ASTM D-2359 に準ずる

<b>トルエン (Toluene)</b>
価格評価対象： FOB 韓国
価格評価対象となる受渡タイミング： 当月の 1 日から 15 日までは、翌月の 1 日から 15 日を当限とする。  1 日および 16 日に翌ピリオドに移行。いずれも該当日が休日の場合、休日明け最初の営業日とする。なお、リムインデックスは第 2 および第 3 ピリオドの平均として、これを表記する。
受渡数量： 2,000 トン
品質・規格： ASTM D-841 に準ずる

<b>異性化グレード、ミックス・キシレン (Isomer-grade mixed xylenes=MX)</b>
価格評価対象： FOB 韓国、CFR 台湾
価格評価対象となる受渡タイミング：



<p>当月の1日から15日までは、翌月の1日から15日を当限とする。</p> <p>それぞれ1日および16日に翌ピリオドに移行。いずれも該当日が休日の場合、休日明け最初の営業日とする。なお、リムインデックスは第2および第3ピリオドの平均として、これを表記する。</p>
<p>受渡数量： 3,000 トン</p>
<p>品質・規格： エチルベンゼンの含有量 20%以下に準ずる</p>

<p><b>スチレンモノマー (Styrene Monomer=SM)</b></p>
<p>価格評価対象： FOB 韓国、CFR 中国</p>
<p>価格評価対象となる受渡タイミング： 当月の1日から15日までは、翌月の1日から15日までを当限とする。</p> <p>それぞれ1日および16日に翌ピリオドに移行。いずれも該当日が休日の場合、休日明け最初の営業日とする。なお、リムインデックスは第2および第3ピリオドの平均として、これを表記する。</p>
<p>受渡数量： 2,000~3,000 トン</p>
<p>品質・規格： ASTM D-2827 に準ずる</p>

<p><b>パラキシレン (Paraxylene)</b></p>
<p>価格評価対象： FOB 韓国、CFR 北東アジア</p>
<p>価格評価対象となる受渡タイミング： 当月の1日から15日までは、当月の16日から月末までを当限とする。</p> <p>それぞれ1日および16日に翌ピリオドに移行。該当日が休日の場合、休日明け最初の営業日とする。なお、リムインデックスは第2および第3ピリオドの平均として、これを表記する</p>
<p>受渡数量： 5,000 トン</p>
<p>品質・規格： 最低純度を 99.7%とする</p>

## オレフィン

<p><b>エチレン (Ethylene)</b></p>
<p>価格評価対象： FOB 韓国、CFR 北東アジア、CFR 東南アジア</p>
<p>価格評価対象となる受渡タイミング：</p>

レポート発行日から 2~6 週間以内に受渡される製品
受渡数量： 3,000~3,500 トンのアジア品を基準とする。ただし、中東品 3,000~5,000 トンについても状況に応じて考慮する。イラン品については取扱い可能な市場参加者が限られるため必ずしも相場に反映せず、こちらも状況に応じて考慮する。
品質・規格： 純度 99.9%

<b>プロピレン (Propylene)</b>
価格評価対象： FOB 韓国、CFR 北東アジア、CFR 東南アジア
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 2 週間~6 週間以内の受渡製品
受渡数量 1,500~1,800 トンカーゴをベースとするが、3,000~9,000 トンを対象とするケースもある
品質・規格： 純度 99.5%以上のポリマーグレード

<b>ブタジエン (Butadiene)</b>
価格評価対象： FOB 韓国、CFR 北東アジア、CFR 東南アジア
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 2~6 週間以内の受渡し製品
受渡数量： 1,000~5,000 トンカーゴ
品質・規格： 純度 99.5%以上、ダイマー含有濃度 1,000ppm 以下

## ポリマー

<b>ポリエチレン、ポリプロピレン (Polyethylene Polypropylene)</b>
価格評価対象： CFR 中国および CFR 東南アジアの関税対象品。中国着の LLDPE、東南アジア品、ベトナムを除く東南アジア着の ASEAN 域内品など関税が非課税となるカーゴについては、関税差を考慮しアセスの参考とする。
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 2~4 週間以内の受渡し
受渡数量： 100~1,000 トン
品質・規格： LDPE-Film LLDPE-Film HDPE-Film

HDPE-Yarn PP (Homo) -Bopp PP (Homo) -Yarn/INJ PP(Block Co) -INJ
--

<b>塩ビ樹脂 (Polyvinil Chloride=PVC)</b>
価格評価対象： CFR ベース・中国主要港
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 2~4 週間以内の受渡し
受渡数量： 100~1,000 トンの台湾品を基準とする。ただし、台湾以外のアジア品や米国品も状況に応じて参考対象となる。
品質・規格： 汎用タイプのサスペンショングレード

<b>ポリエチレンテレフタレート (PET) チップ-ボトルグレード向け</b>
価格評価対象： FOB 北東アジア
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 15~30 日以内
受渡数量： 500 トン以上
品質・規格： 固有粘度数 (IV) =0.8
価格条件： L/C=At site. 一部 TT もあり

## 誘導品

<b>フェノール (Phenol)</b>
価格評価対象： CFR 中国、CFR 台湾の主要港向けを総称し CFR 北東アジアとする
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 4~6 週間以内の受渡し製品
受渡数量： 1,000 トンを中心とする。
品質・規格： 最低純度を 99.0%以上 中国着については関税 5.5%課税玉が対象とし、東南アジアの非課税玉については平準化し評価対象に含める

<b>ビスフェノール A (Bisphenol A=BPA)</b>
価格評価対象：

<b>CFR 中国</b>
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 4～6 週間以内の受渡し製品
受渡数量： 500～1,000 トン
品質・規格： ポリカーボネート（PC）グレード、エポキシ樹脂向けグレード両方を対象とする。 中国着については関税 5.5%課税玉が対象とし、東南アジアの関税非課税玉については平準化し評価対象に含める。

<b>エチレングリコール (Mono ethylene glycol=MEG)</b>
価格評価対象： CFR 中国
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 20～40 日以内
受渡数量： 1,000～3,000 トン
品質・規格： 繊維向けグレード（純度 99.8%以上）

<b>二塩化エチレン (Ethylenedichloride=EDC)</b>
価格評価対象： CFR 中国
価格評価対象となる受渡タイミング： アジア品はレポート発行日から 1 カ月以内 米国品はレポート発行日から 1～2 カ月以内
受渡数量： アジア品は 3,000～5,000 トン 米国品は 5,000～1 万トン
品質・規格： 最低純度 99%

<b>塩ビモノマー (Vinyl Chloride Monomer=VCM)</b>
価格評価対象： CFR 中国
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から 15～30 日以内
受渡数量： 3,000～4,000 トンをベースとするが、状況に応じてそれ以外のサイズも参考対象とする。
品質・規格： 最低純度 99%

<b>アクリロニトリル (Acrylonitrile=AN)</b>
価格評価対象：

**CFR 中国**

ただし、韓国、台湾着についても参考とする。  
 原産国は原則、北東アジア、東南アジアに属する国とする。

米国やメキシコ、ブラジルなどの米大陸品、ベラルーシやロシアをはじめとする欧州品が中国向けに成約された場合は、以下に定める期間内での引き渡しに困難なことから期先着の成約として、期先相場の参考として用いる。

北東アジア品、もしくは米大陸品や欧州品がインド市場で成約されたり、商談が行われていたりする場合は、上記に定める評価港とは異なるため直接反映しない。しかし、実際の取引においては連動性がみられるため、仮に中国およびそのほか北東アジア向けに成約や売り買いの唱えが確認されない場合には評価の参考とする。

価格評価対象となる受渡タイミング：  
 レポート発行日から 2~4 週間以内の受渡し

受渡数量：  
 500 トンを最低数量とする

品質・規格：  
 最低純度を 99.85%以上とする。

**高純度テレフタル酸(Purified terephthalic acid=PTA)**

価格評価対象：  
 CFR 中国

価格評価対象となる受渡タイミング：  
 レポート発行日から 1~4 週間以内の受渡し

受渡数量：  
 1,000~3,000 トン

品質・規格：  
 最低純度 99%以上

**カプロラクタム(Caprolactam=CPL)**

価格評価対象：  
 CFR 中国および CFR 台湾を総称し CFR 北東アジアとする

価格評価対象となる受渡タイミング：  
 レポート発行日から 2~4 週間以内の受渡し製品

受渡数量：  
 500~1,000 トン

品質・規格：  
 モルテン品、フレーク品ともに評価の対象とする。またフレーク品については水分含有量を最大 100ppm とする

**中国国内市場****プロピレン(Propylene)**

価格評価対象：

華東地区のタンク渡し。現金払い条件。 山東地区のタンク渡し。現金払い条件。
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から1週間以内
受渡数量（中国国内）： 50～500 トン
品質・規格： 純度 99.5%以上のポリマーグレード

<b>ポリエチレン、ポリプロピレン(Polyethylene、Polypropylene)</b>
価格評価対象： 中国華東地区に立地するメーカーの工場からの出荷、もしくは輸入業者の倉庫からの出荷時の関税込みの取引価格。支払い条件は現金による代金引換払いとする。
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から1週間以内
受渡数量： 25～100 トン
品質・規格： LDPE-Film LLDPE-Film HDPE-Film HDPE-Yarn PP(Homo)-Yarn/INJ

<b>ブタジエン(Butadiene)</b>
価格評価対象： 華東地区のタンク渡し。代金引換払い条件。
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から1週間以内
受渡数量： 50～200 トン
品質・規格： 純度 99.5%以上、ダイマー含有濃度 1,000ppm 以下

<b>スチレン・ブタジエンゴム (Styrene Butadiene Rubber=SBR)</b>
価格評価対象： 中国華東地区に立地するメーカーの工場からの出荷、もしくは輸入業者の倉庫からの出荷時の関税込みの取引価格。支払い条件は現金による代金引換払いとする。
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から1週間以内
受渡数量： 20～500 トン
品質・規格： 1502 グレードを価格評価の対象とする

<b>ブタジエンゴム (Butadiene Rubber=BR)</b>
価格評価対象： 中国華東地区に立地するメーカーの工場からの出荷、もしくは輸入業者の倉庫からの出荷時の関税込みの取引価格。支払い条件は現金による代金引換払いとする。
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から1週間以内
受渡数量： 20～100 トン
品質・規格： BR9000

<b>スチレンモノマー (Styrene Monomer=SM)</b>
価格評価対象： 中国華東地区、タンク出し、代金引換払い条件
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から1日以内
受渡数量： 500 トン以上
品質・規格： ASTM D-2827 に準ずる

<b>発泡ポリスチレン (Expandable Polystyrene=EPS)</b>
価格評価対象： 中国華東地区に立地するメーカーの工場からの出荷、もしくは輸入業者の倉庫からの出荷時の関税込みの取引価格。支払い条件は現金による代金引換払いとする
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から1週間以内
受渡数量： 5～200 トン
品質・規格： ブロック、パッケージグレード

<b>エチレングリコール (Mono ethylene glycol=MEG)</b>
価格評価対象： 中国国内、倉庫渡し、代金引換払い条件
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から3日以内
受渡数量： 200～1,000 トン
品質・規格： 繊維向けグレード（純度 99.8%以上）

<b>高純度テレフタル酸 (Purified terephthalic acid=PTA)</b>
---

価格評価対象： 中国国内、倉庫渡し、代金引換払い条件
価格評価対象となる受渡タイミング： レポート発行日から1週間以内の受渡し
受渡数量： 500～1,000 トン
品質・規格： 最低純度 99%以上